

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会
第6回輸送・交通専門委員会 次第

日時：令和4年7月12日(火)13:00-15:00

場所：滋賀県大津合同庁舎 7-C 会議室

開会

1. あいさつ

2. 報告事項

輸送・交通業務の取組について

3. 審議事項

(1) 第79回国民スポーツ大会輸送・第24回全国障害者スポーツ大会 開・閉会
式輸送基本計画（案）について

(2) 第79回国民スポーツ大会 輸送・交通要項（案）について

閉会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会

輸送・交通専門委員会 委員名簿

(順不同 敬称略)

	機関	委員役職	委員氏名	備考
運輸・交通	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明	委員長
	西日本旅客鉄道株式会社 京都支社	地域共生室長	野口 明	副委員長
	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部	管理部企画課課長	谷口 正明	代理出席
	近江鉄道株式会社	取締役執行役員 鉄道部長	松本康一郎	
	京阪電気鉄道株式会社 大津営業部	係長	田中 正俊	欠席
	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文	
	滋賀県レンタカー協会	事務局長	一松 郁夫	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 滋賀高速道路事務所	統括課長	上原 浩揮	欠席
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 彦根保全・サービスセンター	工務担当課長	加藤 昌明	
国	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	副所長	南 良和	
	国土交通省近畿運輸局 滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	野口 英樹	代理出席
市町	彦根市 文化スポーツ部 (国スポ・障スポ推進課)	次長 (課長)	松宮 智之	
選手派遣	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	事務局長	片山 彰一	
	一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会	事務局長	中嶋 義基	
県	滋賀県 土木交通部 交通戦略課	管理監	渡辺 正人	
	滋賀県 土木交通部 道路整備課	課長	野田 英男	代理出席
	滋賀県 土木交通部 道路保全課	課長	藤本 義輝	
	滋賀県警察本部 交通部 交通規制課	課長	今井 和幸	

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会

第6回輸送・交通専門委員会

会議資料



湖国の感動 未来へつなぐ



キャッフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャッフィー

輸送・交通業務の取組について

1 令和4年度の取組

両大会の開・閉会式の輸送においては、令和3年度に実施した輸送・交通総合調査の結果を基に、参加者区分別の人数や方面別輸送経路等を示した「開・閉会式輸送基本計画（案）」を作成。（審議事項1）

専門委員会での審議・決定を経て、次年度以降に着手する「輸送実施計画」の策定にあたり、諸課題の解決に向けた検討、対応を進める予定。

また、本県での国スポ開催が決定されることを受けて、国スポの輸送に必要な事項を定めた「輸送・交通要項（案）」を作成。（審議事項2）

専門委員会での審議・決定後に、日本スポーツ協会の承認を得る予定。

駐車場やバス待機場の確保、バスをはじめとする輸送に必要な車両の確保にあたっては、関係機関との調整・交渉を開始し、次年度以降も継続して取組を進めていく予定。

2 令和5年度の取組（予定）

（1）輸送・交通専門委員会の開催

輸送実施計画（第1次）の内容について中間報告を行い、委員より専門的知見から御意見をいただき計画に反映する。（開催は1回を予定）

（2）輸送実施計画（第1次）の作成

令和4年度に策定した開・閉会式輸送基本計画を基に、車両確保対策、交通対策、障スポ全国輸送案、県内輸送案等を検討し、開催2年前時点での課題を整理した輸送実施計画（第1次）を作成する。

（3）課題への対応策の検討（今年度より継続）

- ・ 駐車場やバスの待機場等の確保に向けた検討、対応
- ・ 車両輸送必要台数の確保に向けた検討
- ・ 交通規制に向けた検討

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送交通業務スケジュール

1.これまでの取組

【県方針等】	【調査】
輸送・交通基本指針 策定(H30年度)	輸送・交通基礎調査(H30年度)
輸送・交通基本計画 策定(R元年度)	輸送・交通総合調査(R3年度)
会場地市町輸送・交通業務指針 策定(R元年度)	

2. 今後のスケジュール(予定)

(先催県の例を参考に作成)

項目	細目	2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)
		3年前	2年前	1年前	開催年
組織		第6回専門委員会	第7回専門委員会	交通量抑制会議 第8回専門委員会	輸送本部設置 第9回専門委員会
県方針等		輸送・交通要項		交通規制計画	
市町方針等		競技会場地市町輸送・交通基本計画	競技会場地市町輸送・交通実施要項		
県外参加者輸送対策	県外参加者輸送関係調査 輸送力確保		来県意向調査(第一次)	来県意向調査(第二次) →JR等輸送力確保検討	来県意向調査(最終) →JR等輸送力確保依頼
	県外参加者輸送計画	県外参加者輸送実施計画(検討→策定)			
	指定下車駅		指定下車駅調査・検討(県から市町へ照会)	指定下車駅決定	指定下車駅日スポ協報告
	交通料金優待・割引	交通料金優待・割引(検討→協定締結→協定発行)			
開閉会式輸送	開閉会式輸送 調査				
	開閉会式輸送計画基本計画→実施計画	開・閉会式輸送基本計画	開・閉会式輸送実施計画(第一次)	開・閉会式輸送実施計画(第二次)	開・閉会式輸送実施計画(最終)
	指定集落地		指定集落地調査(検討→決定)(県から市町へ照会)		
	駐車場等利用計画	駐車場・乗降所・待機所の検討(確保→利用計画) 駐車場・乗降所・待機所(候補地の交渉→整備計画の検討→整備計画の策定)		駐車場利用計画	駐車場の借上・仮設整備 駐車ステッカーの作成・配付
	輸送力確保	県内交通事業者への協力依頼 バス輸送必要台数の検討 タクシー輸送必要台数の検討 鉄道輸送(増便増結)の検討			
競技会場地輸送	競技会場地輸送関係調査		競技会場地輸送等調査(第一次)(県から市町へ照会)	競技会場地輸送等調査(第二次)(県から市町へ照会)	
	競技会場地輸送業務推進指針		競技会場地輸送計画(第一次)	競技会場地輸送計画(第二次)	競技会場地輸送実施
	輸送力確保		バス必要台数調査(県から市町へ照会)		借上バス調整・幹旋
交通安全対策		交通規制計画(検討)		交通規制計画(策定)	交通規制の広報
		案内看板等設置計画(検討)		案内看板等設置計画(策定)	
		交通要員配置計画(検討)		交通要員配置計画(策)	

※網掛け部分は市町が関係する業務

2022.7時点

輸送・交通業務の円滑な推進に向けて

国スポ・障スポにおける輸送・交通業務を円滑に推進するためには、輸送・交通専門委員会に御参画いただいている各団体・機関のみなさまと緊密な連携を図る必要があります。今後事務局や会場地市町から個別に協力をお願いさせていただくことが想定される主な項目を以下のとおりまとめましたので、引き続き御協力をお願いします。

◆輸送・交通分野の諸課題

1 バス関係

大会開催時は、開・閉会式や競技会の輸送に多くのバスが必要となり、今後その確保・調整が必要となります。県内のバスの確保・依頼に加えて、県外のバス確保も必要になるため、協力をお願いします。

■主な協力依頼事項

- 県内バス会社のバスの確保
- 県外バス協会への協力依頼
- バス輸送計画に係る助言・指導

2 タクシー・レンタカー関係

大会開催時は、タクシーやレンタカーが多く利用されます。一時的に集中する需要への対応や障害者の方を輸送する介護タクシーの確保などが必要となるため、協力をお願いします。

■主な協力依頼事項

- 来場者の交通手段としての協力依頼
- 開・閉会式、競技会時に必要な車両の確保・協力依頼
- 輸送計画に係る助言・指導

3 鉄道関係

県内外から多くの方が来場される際の交通手段として鉄道を利用されます。また、特に障スポでは多くの障害者が鉄道を利用されることなどへの対応が必要になるため、協力をお願いします。

■主な協力依頼事項

- 選手団来・離県時の必要に応じた増便の依頼
- 選手団来・離県時（主に障スポ）の乗降車時の補助の依頼
- 鉄道輸送計画に係る助言・指導

4 道路・交通関係

安全な車両輸送の実現のために、道路の整備や維持管理に加えて、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため大会時の交通規制を検討することが考えられます。また、大会期間中のイベントの自粛等による交通量の抑制や道路工事実施の抑制を今後検討することになるため、関係団体の協力をお願いします。

■主な協力依頼事項

- 大会期間中の交通量抑制の依頼
- 大会期間中の道路工事抑制の依頼
- 大会期間中の交通規制の協力依頼
- 行幸啓時の対応についての調整
- 輸送・交通経路等、輸送計画全体に係る助言・指導

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 輸送・交通専門委員会 会議公開方針

第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会輸送・交通専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第 3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

(1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

(2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

(3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

(5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

(6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聴いて必要の都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例（抜粋）

第 6 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公

共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(一部改正〔平成 14 年条例 45 号・15 年 18 号・18 年 11 号・19 年 34 号・26 年 66 号〕)

第 79 回国民スポーツ大会 輸送・交通要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）および一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催実行委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に緊密に連携し、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者および一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

なお、輸送方法の設定にあたっては、交通事情等を考慮し、公共交通機関を効率的に活用する。

3 輸送方法

（1）大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、県委員会は必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 総合開・閉会式輸送

総合開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会および関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会輸送

競技会輸送は、会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

（2）指定集合地の設定

県委員会および会場地委員会は、総合開・閉会式および競技会会場における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

（3）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、県委員会および会場地委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行う。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

（4）その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者および一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 車両等および駐車場の確保

(1) 車両等の確保

大会参加者および一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県委員会または会場地委員会が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 総合開・閉会式会場駐車場

総合開・閉会式会場における駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者および一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

(3) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

5 交通安全対策

(1) 総合開・閉会式

県委員会は、総合開・閉会式における大会参加者および一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者および車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(2) 各競技会

会場地委員会は、各競技会における大会参加者および一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者および車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

県委員会および会場地委員会は、輸送・交通の案内を各種会議および広報媒体を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所および会場地委員会が設置する案内所において行う。

7 環境に配慮した運営

県委員会および会場地委員会は、総合開・閉会式および競技会場地における参加者および一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど環境に配慮した運営に努める。

8 その他

(1) 国スポ・ラグビーフットボール競技およびボウリング競技に係る実施業務

当該競技に係る業務については、県委員会と会場地委員会が協議する。

(2) その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会および会場地委員会が別に定める。